

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

④ 変更手続編

「保護者等情報変更届出」「支給停止申出」「支給再開申出」を行うための
専用マニュアルです。

2024年3月
文部科学省

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「**④変更手続編**」です。
 - ① 共通編
…e-Shienの概要や操作方法を説明します。
 - ② 新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
 - ③ 継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ④ **変更手続編**
…「保護者等情報変更届出」「支給停止申出」「支給再開申出」について説明します。保護者に変更があった際や、休学により就学支援金の受給を一時停止する際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。
 - ⑤ 家計急変・新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参照してください。
 - ⑥ 家計急変・継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」「継続審査(1月)」について説明します。毎年1月、7月頃、家計急変支援による高等学校等就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ⑦ 家計急変・変更手続編
…「保護者等情報変更届出(家計急変)」「支給停止申出」「支給再開申出(家計急変)」について説明します。就学支援金を受給している状態で、家計急変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、休学時に家計急変支援の一時停止を行う際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際などに参照してください。

目次

➤ 本書（④変更手続編）の内容は、以下のとおりです。

1. 保護者変更・支給停止・支給再開の流れ	P.4
2. 操作説明	
2-1. e-Shienにログインする	P.6
2-2. 保護者等情報の変更の届出をする	P.7
2-3. 支給停止の申出をする	P.24
2-4. 支給再開の申出をする	P.28

※本文中の画面表示は、令和5年11月現在のものです。

■ e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



■ 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



■ 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



■ 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

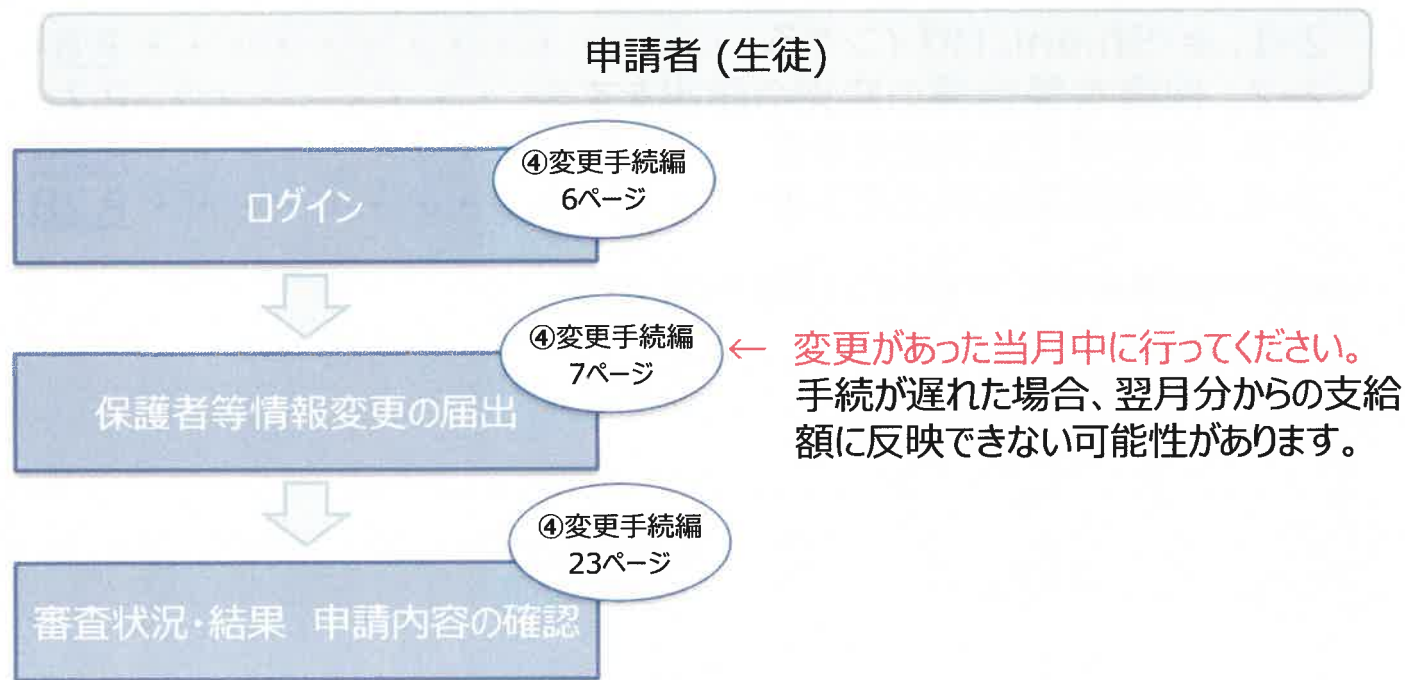
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



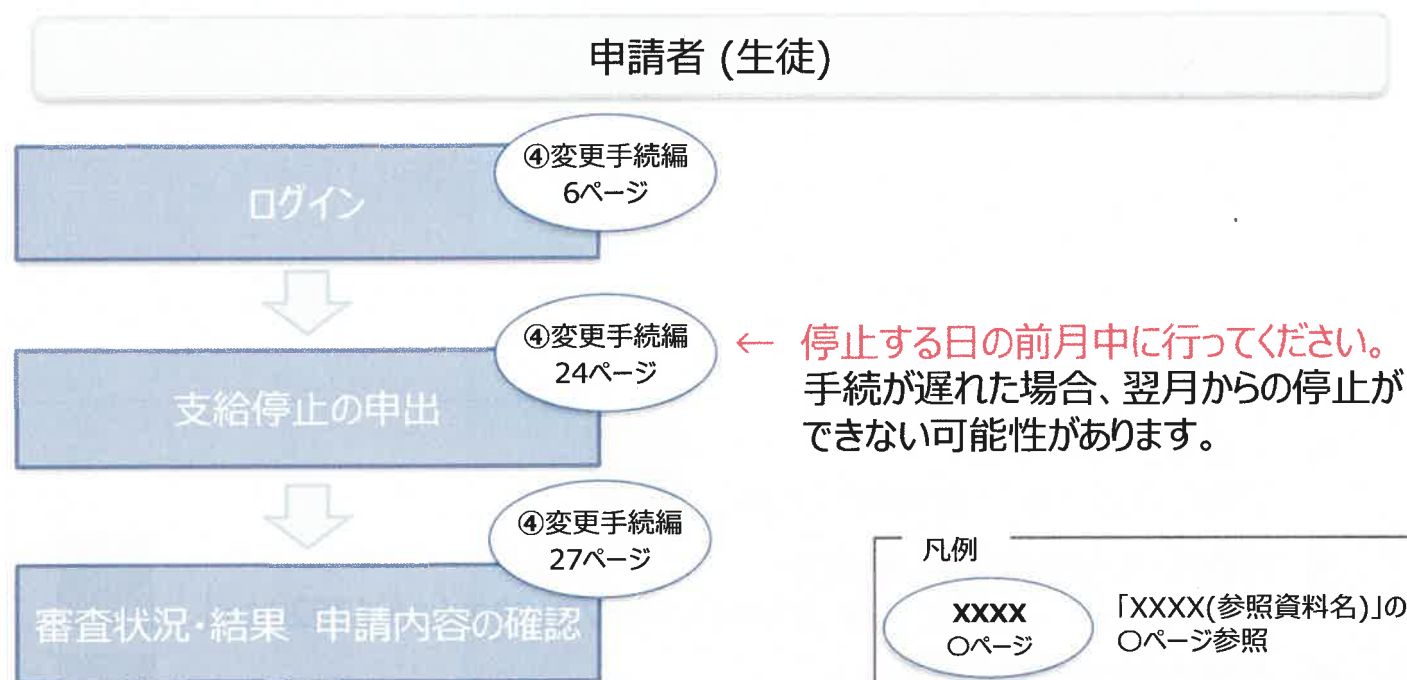
1. 保護者変更・支給再開の流れ

e-Shienを利用した保護者変更・支給停止の主な流れは以下となります。
(①共通編マニュアルの6ページと同じ記載です。)

保護者等情報変更の届出 (保護者等が増える場合 等)



支給停止の申出 (休学時)



凡例

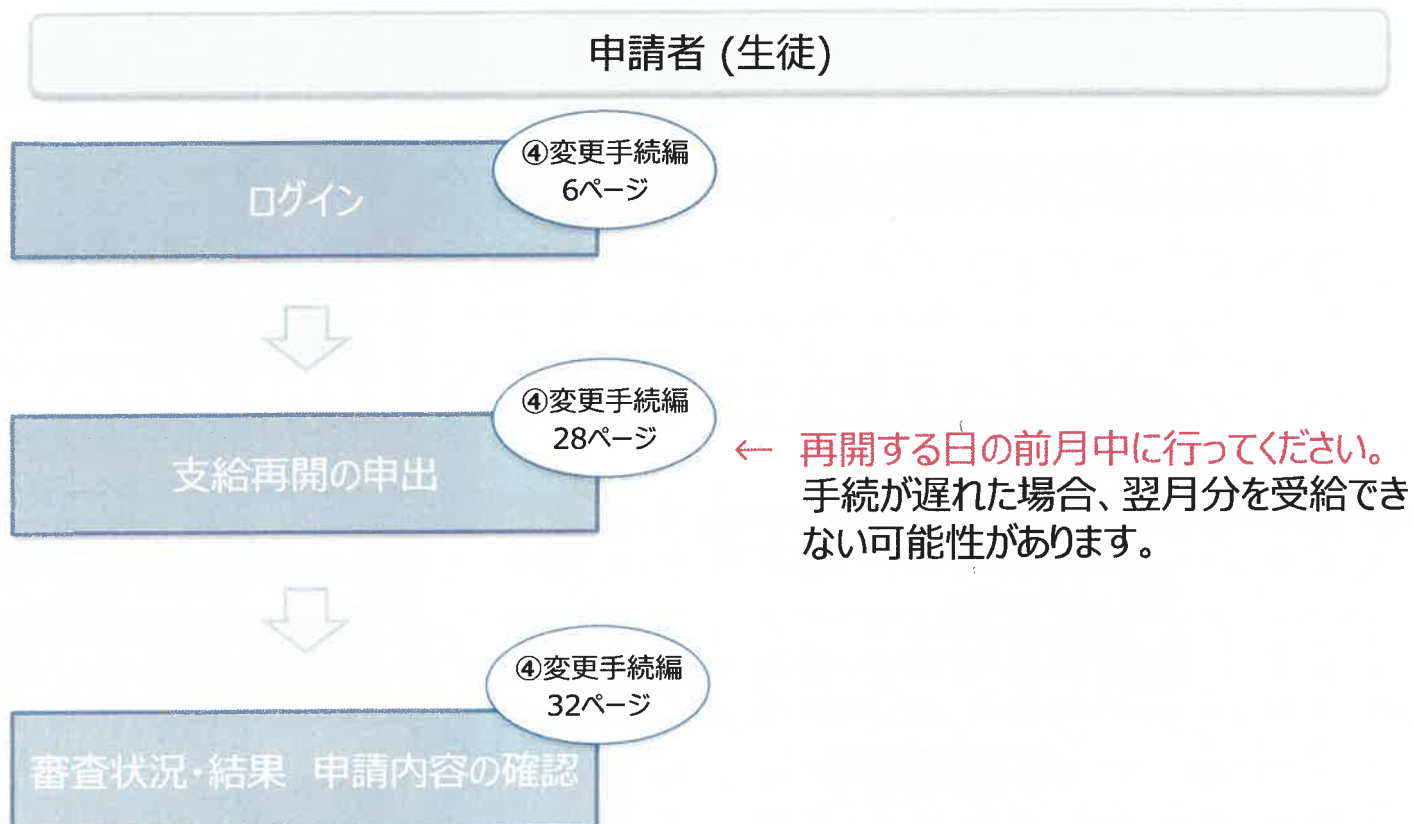
XXXX 〇ページ	「XXXX(参照資料名)」の 〇ページ参照
	e-Shienを使用する手順
	システム外の手順

1. 保護者変更・支給再開の流れ

e-Shienを利用した支給再開の主な流れは以下となります。

(①共通編マニュアルの7ページと同じ記載です。)

支給再開の申出 (復学時)



凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順



システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID
2 パスワード
I パスワードを表示する
II 言語(Language)
日本語
2 ログイン
III ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合
IV 利用規約はこちら
3 チャットで質問する

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1	ログインID (数字のみ)	11545683
	パスワード (英大文字・小文字・数字)	4gUWRP4m

※これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
※当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
※在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
※紛失した場合は、速ちに学校担当者へお申し出ください。
※他人に見せたり教えたたりしないでください。

※「1」…数字のイチ
「I」…英小文字のエル
「l」…英大文字のアイ
「0」…数字のゼロ
「O」…英大文字のオー
「o」…英小文字のオー

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。 7ページへ
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
 - II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
 - III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。
- ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等情報の変更の届出を行います。

保護者等に変更があり追加・削除を行う場合や保護者等の連絡先等の情報を変更する場合、税の更正があった場合等に保護者等情報変更の届出が必要となります。

1. ポータル画面

申請名	申請説明
1 保護者等情報変更届出	高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。
保護者等情報変更届出(専断急変)	以下の理由により、高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、専断急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。 ・離職等の専断急変理由が生じたため ・専断急変支援の対象として高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等情報に変更が生じたため
支給停止届出	休学のため、高等学校等就学支援金の支給を一時停止することを申し出ます。
支給再開届出	高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。
支給再開届出(専断急変)	以下の理由により、高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、専断急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。 ・支給停止中に、離職等の専断急変理由が生じたため ・専断急変支援の対象として就学支援金を受給しており、支給を再開するため
専断急変取り下げ届出	専断急変支援による高等学校等就学支援金の申請を取り下げます。

手順

- 1 ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

補足

- ・「継続意向確認」から続けて行う場合は、次の「2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面」から始まります。

2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

チャットで質問する ヘルプ FAQ ログアウト

保護者等情報変更届出(生徒情報)

1 記入上の注意 2 留意事項

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報入力 収入状況入力 入力内容確認 申請完了

1 生徒情報

氏名 荒瀬 太郎
ふりがな しえん たちろう
生年月日 2021年12月28日
郵便番号 1003959
住所(都道府県) 東京都
(市区町村) 千代田区
(町名・番地) 麹町1-1-1
(建物名・郵便番号)

メールアドレス

2 3

マイページに戻る 保護者等情報入力

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

- I メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/8)

e-Shien 高等学校等奨学支援金オンライン申請システム

チャットで質問する ヘルプ FAQ ログイン

保護者等情報変更届出登録

記入上の注意 留意事項

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力内容確認 申請完了

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

1 ☐ 保護者等の変動(追加・削除)があります。

☐ 保護者等の変動(追加・削除)はありません。

マイページに戻る 入力内容確認 (一時保存)

手順

① 保護者等の人数に変更があるかないかを選択します。

・保護者等の変動(追加・削除)がある場合

➡ 9ページへ

・保護者等の変動(追加・削除)がない場合

➡ 14ページへ

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の**変動(追加・削除)**がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(2/8)

手順

1 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

・保護者等を**追加**する場合

➡ 10ページへ

・保護者等を**削除**する場合

➡ 13ページへ

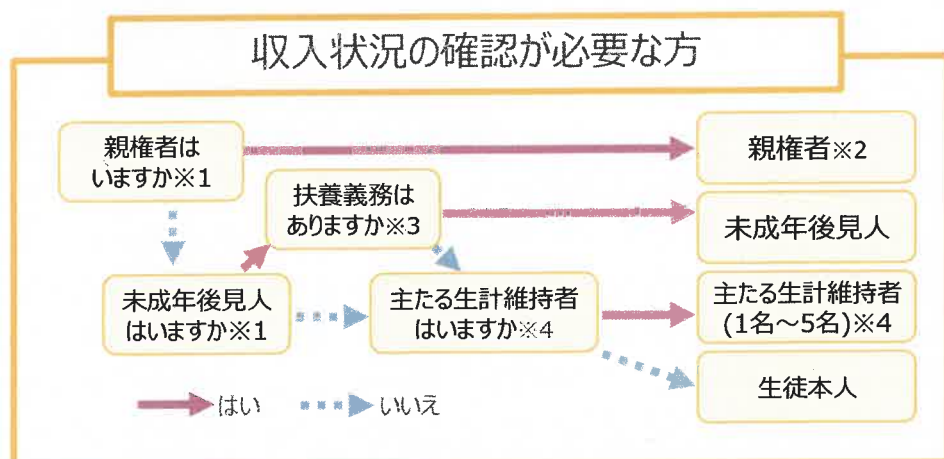
・登録している保護者等の**情報を変更**する場合

➡ 14ページへ

補足

I 選択する回答が分からない場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な保護者等の合計人数に応じて、当てはまる選択肢を選んでください。

収入状況の確認が必要な方については、以下のフローチャートを確認してください。



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- 詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(3/8)

収入状況の確認が
必要な方

保護者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報

収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

1

保護者等の追加

保護者等の追加により収入状況が必要となる場合、保護者等の追加ボタンをクリックしてください。

手順

- 1 「保護者等の追加」ボタンをクリックします。
- 2 入力欄が追加されるため、追加する保護者等の情報を入力します。

11ページへ

補足

- I 「保護者等の追加」ボタンをクリックすると自動的にチェックされます。
- II 漢字姓名欄及びかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)入力が可能です。
- III 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

I

この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

保護者等の情報を変更する場合はご入力ください。
保護者等の追加がある場合は、追加ボタンをクリックし、より変更してください。

この保護者等を削除します。

保護者等を削除する場合はご入力ください。

2

個人情報

II

姓<漢字> 名<漢字>

(例) 太郎

(例) 太郎

姓<ふりがな>

名<ふりがな>

(例) しょう

(例) 太郎

生年月日

電話番号

(例) 1980年0

(例) 123-4567-8

III

メールアドレス

生徒との続柄

(例) sample@me

(例) 父、母

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(4/8)

I 収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

① 下の画面で個人番号カードを使用して、収入状況(所得情報等)を登録し、提出します。
個人番号カードを所持している場合に選択できます。

II 個人番号カードの使用について

☐ 個人番号を入力する

② 申請先の都道府県等で使用する個人番号を入力します。
個人番号カードを所持していない場合は、こちらを選択してください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

③ 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を都道府県に提出してください。

III 生活保護関係情報 必須

④ 上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受けている場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は、該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

IV 課税地情報 必須

⑤ 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、ここにチェックを付けてください。

都道府県
--選択してください--

市区町村
--選択してください--

☐ 日本国内に住所を有していない。

手順

① いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。

② ・個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合
「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。

➡ 16ページへ

・個人番号を入力する場合

➡ 21ページへ

・システム外で提出する場合
「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。

➡ 22ページへ

※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。

II 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。

III 課税地はその年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所となります。

IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。
この場合、課税地の選択は不要です。

＜ 保護者等情報変更届出(生徒情報)に戻る

2

入力内容を保存して収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(5/8)

生活保護関係情報 必須

① 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

1 ☒ 受給あり ☐ 受給なし

福祉事務所設置自治体 必須

都道府県 必須

福井県

市区町村 必須

-

② 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再入力が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< 保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

手順

- 1 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- 2 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合、その前年の1月1日現在)**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuho-go/fukusijimusyo/index.html

- II 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を**削除**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(6/8)

✓ 保護者等情報 収入状況の届出が必要な保護者等についての注意

→ 保護者の追加

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

この保護者等を削除します。

この保護者等を削除します。

個人情報 姓<漢字> 名<漢字> 姓<漢字> 名<漢字>

生活保護関係情報 生活保護関係情報

課税地情報 課税地情報

都道府県 市区町村

都道府県 市区町村

日本国内に住所を有していない。

日本国内に住所を有していない。

入力内容確認 (一時保存)

手順

- 1 保護者等を削除する場合、チェックします。
- 2 正しい保護者等情報入力欄にチェックしていることを確認し、「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックします。

22ページへ

補足

- I 削除対象ではない保護者等の情報を変更したい場合はチェックします。変更方法の詳細は14ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(7/8)

手順

- 1 以前登録した情報が表示されているので、変更する情報を入力します。

15ページへ

補足

- I 漢字姓名欄及び、かな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

保護者等情報の変更について

1 登録情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

☐ 保護者等の変動(追加・削除)はあります。

☒ 保護者等の変動(追加・削除)はありません。

収入状況の確認が必要な方 保護者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報

保護者等情報 (1人目)

メールアドレスを入力してください

個人情報

姓<漢字> 姓<かな> 名<漢字> 名<かな>

支那 一郎 支那 花子

姓<ふりがな> 名<ふりがな> 姓<ふりがな> 名<ふりがな>

しえん いちろう しえん はなこ

生年月日 電話番号 生年月日 電話番号

1972年04月01日 09012345676 1972年04月01日 (株) 123-4567 890

メールアドレス 生徒との連絡 メールアドレス 生徒との連絡

(株) sample@xxx 父 (株) sample@xxx 母

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(8/8)

I 収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

II 収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

III 生活保護関係情報 必須

☐ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受けている場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が保護府県の場合は（該当する府県がない場合は、市区町村に「-」）を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

IV 課税地情報 必須

☐ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に市区町村等に住所を有している場合は、市区町村を選択してください。

☐ 市区町村 ☐ 千代田区

☐ 日本国内に住所を有していない。

I 収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

II 収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

III 生活保護関係情報 必須

☐ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受けている場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が保護府県の場合は（該当する府県がない場合は、市区町村に「-」）を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

IV 課税地情報 必須

☐ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に市区町村等に住所を有している場合は、市区町村を選択してください。

☐ 市区町村 ☐ 千代田区

☐ 日本国内に住所を有していない。

手順

- 1 必要な変更を行います。
- 2 「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」を選択した場合
「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
→ **16ページへ**
- ・「**個人番号を入力する**」を選択した上で、「**今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある**」にチェックした場合
→ **21ページへ**
- ・**上記以外**の場合
「入力内容確認（一時保存）」をクリックします。
→ **22ページへ**

補足

- I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- II 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在）**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。
- ・「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」以外で、税の更正があった場合は、保護者等情報は変更せず「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

1
2
3
4
5

生活情報入力
保護者等情報入力
保護者等情報入力内容確認
収入状況取得

I

申請情報

1

2022年01月07日

?

この画面を確認する旨を本人入力してください。
ただし、再確認により情報の相違が判入る変更がある項目は、再確認の理由が発生しない旨を入力してください。

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報（1人目）

姓<漢字>	支援
名<漢字>	太郎
課税所得額（課税標準額）	
市町村民税課税除額	
所得割額<道府県民税>	
扶養控除情報（老人）	
16歳未満扶養者数	
本人該当区分（同一生計配偶者）	
本人該当区分（控除対象障害者）	
本人該当区分（控除対象寡婦・ひとり親）	
生活扶助有無	

保護者等情報（2人目）

姓<漢字>	支援
名<漢字>	花子
課税所得額（課税標準額）	
市町村民税課税除額	
所得割額<道府県民税>	
扶養控除情報（特定）	
扶養控除情報（老人）	
16歳未満扶養者数	
本人該当区分（同一生計配偶者）	
本人該当区分（控除対象障害者）	
本人該当区分（控除対象寡婦・ひとり親）	
生活扶助有無	

個人番号カード確認
チェック

マイナポータルから
自己情報を取得する

個人番号カード確認
チェック

マイナポータルから
自己情報を取得する

?

このカードを画面に撮影したあとチェックを付与のボタンをクリックしてください。
このチェック確認は印刷記録の画面で最終確認となります。

?

情報が取得できない場合

?

操作中に前の画面に戻る場合

?

このカードを画面に撮影したあとチェックを付与のボタンをクリックしてください。
このチェック確認は印刷記録の画面で最終確認となります。

?

情報が取得できない場合

?

操作中に前の画面に戻る場合

< 保護者等情報変更届出（保護者等情報）になる

入力内容確認（一時保存）

手續

- 1 届出日をカレンダーから選択します。
- 2 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダーにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

17ページへ

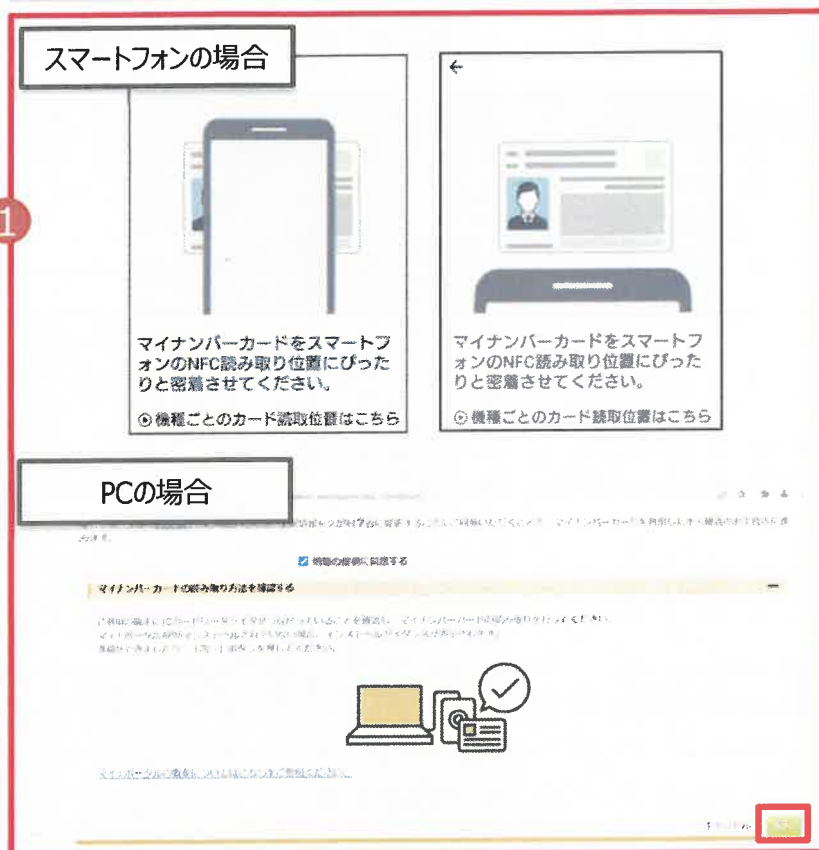
補足

- I** 支給再開申出の場合は、「申出日」と表示されます。
- II** 自己情報の取得が必要な保護者等が表示されます。
- 端末（パソコン、スマートフォン等）にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。詳細が不明な場合は、「②新規申請編」マニュアルの14ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。



手順

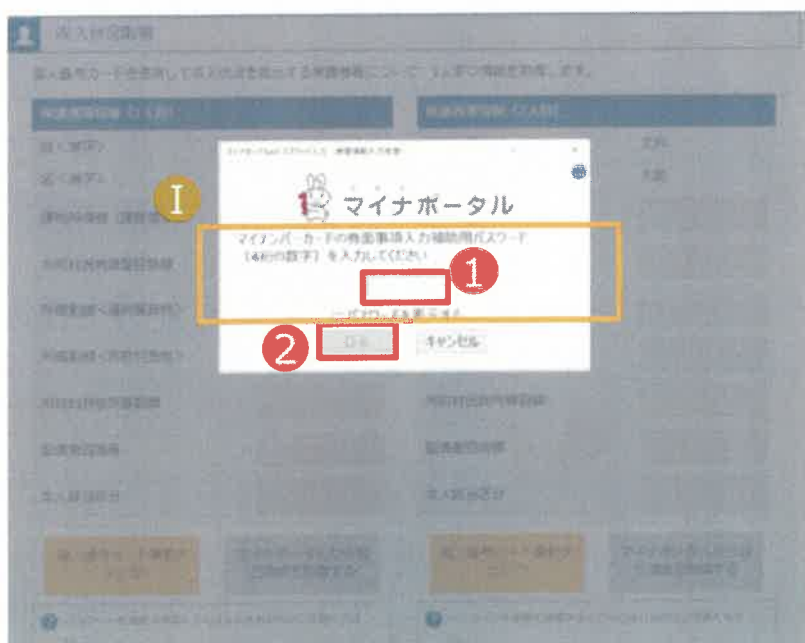
- ①【スマートフォンの場合】**
スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。（左側上図参照）

【PCの場合】
ICカードリーダライタをパソコンに
接続し、個人番号カードをかざ
して、「次へ」ボタンをクリックしま
す。（左側下図参照）

補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を確認してください。



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

[18ページへ](#)

補足

- I** 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。
- 正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

収入状況取寄	
個人番号カードを使用し自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取寄します。	
保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
姓<漢字>	姓<漢字>
名<漢字>	名<漢字>
課税所得額 (課税標準額)	課税所得額 (課税標準額)
市町村民税調整控除額	市町村民税調整控除額
所得割額<道府県民税>	所得割額<道府県民税>
所得割額<市町村民税>	所得割額<市町村民税>
市町村民税均等割額	市町村民税均等割額
配偶者控除額	配偶者控除額
本人該当区分 (控除対象課税者)	本人該当区分 (控除対象課税者)
本人該当区分 (控除対象課税・ひとり親)	本人該当区分 (控除対象課税・ひとり親)
生活扶助有無	生活扶助有無
個人番号カード申請中 エック	マイナンバーから自己情報を取得する
個人番号カード申請中 エック	マイナンバーから自己情報を取得する

手順

- ①「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
②保護者1の税額を取得
③保護者2の事前チェックを実施
...

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- ...



マイナポータル

STEP1: 本人確認と本人確認

都道府県又は文部科学省が高等学校等設置委員会等認可の認定及び登録制を踏まえてマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- ・ 地方自治体
- ・ 生涯学習関係機関

マイナポータルは[利用規約](#)に同意した上で、上記情報や健康保険又は文部科学省に提供することによって取り扱われることで、マイナポータルを利用した本人確認が必ず同時に進みます。


情報の提供に同意する

※ブラウザの戻るボタンは利用できません

キャンセル

1

手順

- ① 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

[19ページへ](#)

補足

- ・個人番号カードの読み取り
については、17ページを参照
してください。